

デジタルタコグラフの技術基準の改正について

● 適用範囲

貨物の運送の用に供する車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもの（被牽引自動車を除く）

● 改正概要

- クラウド化技術の進展等を踏まえ、車内に記録部を有しないデジタル式運行記録計（デジタルタコグラフ）に対応した技術基準の改正を行う。
- 改正概要は以下のとおり。

	従前	改正後	備考
速度データの取得方法	専用機器 必須 ^(※)	不要	車両側が持つデジタルデータを活用し記録
車内記録部	必須	クラウドがあれば不要	クラウドとの通信不成立時のデータ保存は必要
データ出力端子	必須	Wi-Fi等があれば不要	
機器イメージ		機器なしも想定	Wi-Fi等によりクラウド上にデータを転送し記録

(※) アナログ信号である車速パルスデジタル化する変換器が必須

- 改正時期（予定）： 令和6年1月初旬

- 適用時期（予定）： 同上